

令和3年1月27日

◎桑名委員長 それではただいまから新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎桑名委員長 本日の委員会の日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。それでは、議題に入りたいと思います。

本日の委員会は、先日開催いたしました委員会において、議員発議による、新型コロナウイルス感染症対策の関連条例を特別委員会で作ることについて意見をお伺いした際に、なぜ執行部提案で条例を制定しようとしなかったかなどの意見がございました。

については、新型コロナウイルス感染症対策関連条例について執行部の御所見をお聞きしたいと思います。

それでは鎌倉健康政策部長よりお願いいたします。

◎鎌倉健康政策部長 昨年5月の臨時会におきまして、西森委員からそうした条例制定の必要性に関する御質問がございました。その際に、知事からお答えさせていただいたんですが、その時点では、県からのお願いあるいは要請に対して、事業者の皆様あるいは県民の皆様がしっかりと協力をしてくださって成果を上げている状況にあり、そうしたことを踏まえたと直ちに条例制定が必要な状況にはないと考えているけれども、事態収束後に一連の感染症対応を検証し国の法制の状況を踏まえつつ、条例の制定の必要性や有効性について研究していきたいというお答えをさせていただいたところです。

本県の場合、感染症対策協議会という外部の有識者会議を持っていますので、そちらでもその中間取りまとめ的なことを作業しておりました。11月辺りに一定その方向性が出た中で、本県における第2波の状況で人流のデータなどからすると県の自粛の呼びかけに一定の効果があったことをデータも示唆しているし、県においては必ずしも条例等によって県民の行動に制限を加えなくても、県民の自主的な行動変容を期待できるといったような、当時の中間的な状況がありました。

その後12月に入って、一気に感染爆発のような状況がありましたので、結局この中間取りまとめを出すタイミングではないということで、まだしまってる状況ですけれども、この12月の感染爆発に関しても、12月16日に営業自粛のお願いをし、都会ではなかなか行政が苦勞しているという話も聞くんですが、本県の場合には非常に、事業者の皆さんもそうですし県民の皆さんも、第2波までと同じように今回も取り組んでいただきまして、いわゆる2週間後ぐらいに成果が出ると言われるのが2週間もたたないうちから成果が見え始めまして、1月に入ってここ1週間は1桁というような状況になりました。

こうした状況からすると、正直に申しまして条例がないと何かが進まないという状況ではないのではないかという認識ですが、まだまだ第4波あるいは第5波みたいなものが来る可能性は大いにあるわけでごさいます、今、御提案いただいている議発のような格好で、県民の皆さんに呼びかけを含めてやって、県民・事業者一丸となってコロナに打ち勝っていくんだということをお示しいただくことは非常に意義あることではないかと考えております。

◎桑名委員長 それでは、委員の皆さんご発言を。

◎西森委員 昨年5月の臨時会で私も質問させていただきました。それに対する知事の答弁を踏まえた説明であったと思います。あのときの答弁の一番最後で、国の法制の整備状況も踏まえながら条例制定の必要性あるいは有効性について研究をしてまいりたいという答弁がありましたが、その研究というのは、先ほどの協議会での一連の中間的な方向性という中で研究がされた、そういう捉え方でいいのでしょうか。

◎鎌倉健康政策部長 あくまでも今回ののは本県におけるということがまず大前提でありますので、他県におけるそうした条例制定の成果あるいは効果までは踏み込めていないところです。

また、このコロナの一連の対応、いろんな情報が入ってくるんですが、大概のところが大変な状況に陥っているので、我々の普段の行政事務であれば、よその県に問合せをしながら内容について聞いたりできるんですが、今回は、向こうが本当に毎日大変な状況で問合せもできないというのがこのコロナの特徴という感じで、そうした意味では他県の内容について研究まではまだ踏み込めていない状況です。

◎西森委員 そのところはまた、さらに将来的なことも含めて研究、検討もしていただきたいと思います。

このコロナは3波で収まるとは私も到底思えない部分がありますし、4波、5波と続いていくんだろうと思います。5月の議会の段階では、野球で言えばまだ1回の裏が終わったぐらいの状況だろうと。まだまだ続くということを考えると、やっぱりいろんな面での準備等が必要な部分もあるだろうと思います。また、将来的なことを考えると、コロナだけではなくいろんな別の感染症といった脅威もあるだろうと思います。

そういうことを考えると、コロナに特化した条例もそうなんですが、感染症全体に対する県の考え方やスタンス、そういうものをある程度明確にしておく必要性も感じると思います。そういったところも含めて、さらなるいろいろな研究、検討をしていただければと思います。

◎土居議員 県民の皆様の御協力のおかげで何とかやってきたと。これまでのコロナ対応等の経過から、直ちに条例をつくってどうこうという状況ではないという御判断でこれまで来たと思うんですが、ただ私の感じとしては、突然来た危機に何とかしなきゃならん、

ただ漠然とした感じで何とかここまでやってきたというのが現状じゃないかと思うんです。

先日の委員会でも、島田センター長から第4波の話もありましたし、先ほど西森委員がおっしゃった、未知なる感染症的なことも今後起こる可能性は十分あると。そういったことを考えたときに、中長期的な取組を持続的にやらねばならないという中で、県民全体の理解と協力がやっぱりどうしても必要だ、そういう意味でコロナに打ち勝つという方向で、県民の皆さんが共に前向きに進んでいく上での道しるべ的なものをしっかり構えておくことは、これから起こり得ることに対する対応を円滑に進めていく上でも、意義があることではないかと思います。

また、対応の協力は何とかやってきたが、例えば感染者や医療従事者に対する誹謗中傷であるとか、フェイク情報を流したりする、そういったことは起きているわけで、こういったことをしっかり防止していくという意味でも、条例にしっかりその辺を明示することが大事じゃないかと感じるところです。

◎大石委員 まさにそのとおりだと思いますし、そういう啓発の必要性について部長からお話いただきました。我々議会は、行政と住民の間に立つ組織としての役割もあると思いますので、またそれは議論をしていきたいと思います。

去年の3月以降いろんな課題が出てきたと思うんですが、風評被害とかデマの情報が流れたりとか、こういうこと以外に何か課題に感じたことがあれば、各部の皆さんからお伺いしたいというのが1点。

もう一つ、制約するというのは、首都圏の皆さんは苦勞されているけれども、高知県は今のところ協力していただいているという話でしたが、その中でも今の特措法と感染症法が基本的にいろんな取組の法的な基礎になっていると思いますが、例えばその部分でその法の網の目から抜けていてちょっと課題があるけれども、その辺りを条例で補完できるようなことがあるのかということも今後議論していく必要があると思うんですが、その辺りで少しお考えとか知見がありましたら、教えていただけないですか。

◎鎌倉健康政策部長 まず、この間のことでいうと、例示もされたんですが、やっぱり一番大きなのは誹謗中傷といいたいでしょうか、これについては国との協議の際に、国のほうにもお伝えしたんですが、都会と地方の一番大きな違いはそこにあって、こういう意味ではまとまりやすい面がある一方で、どうしても特定の人に対する攻撃的な言動などが生じやすいという点がありまして、現に本県においてもそうした事例が幾つか散見されたところなんです。そこに対しては人権条例など別のものがあるんですが、そこに対するところを少し苦慮した点と、あと、行方不明になったケースもございまして、その際の対応も当時少し大変だったんですが、その後に警察組織と協力して届を出せば云々というような、それも改正もされたので、一定そこはできたのかなというところがこれまでの状況です。

◎堀田危機管理部長 危機管理部は、事業者に対する休業要請や時短要請をするときの実

効性といいますか、どうやって担保するかという部分と、実効性を持たせる以上はそれに対する支援・補償的なものを明確にする必要があるということ、知事会等と連携して国に要請をしておりました。今回の特措法の改正の中にはその部分が一応入っていますので、我々が危惧した部分は、今回の改正内容に含まれておると思っています。

◎坂本委員 ちょっと2点。一つは、健康政策部長が言われた、いろいろ経過をたどりながら条例がないと何かが進まないというものではなかったということで、今後も、執行部が条例制定については考えていないという理解でいいのかということ。

もう一つは、自分たちは何も支障がなかったので制定をするつもりはないが、議発で条例をつくっていただくことには意義があるというのは、どういう意義を期待をしているのか。

◎鎌倉健康政策部長 まだその具体の姿が分からないんですけども、議員の方々が仮におつくりになられるとすると、執行部がつくる条例の中身とは少し違うのかなという気もしております。

もし我々がつくるとなると、まさに県民のいろんな私権を制限することも若干ながら加味をするようなものもあったりするので、そうした点に関して今回特措法の改正なども一定議論をされているところで、本県においてはそうしたところでカバーできることも、強制的に罰則なり何かをちらつかせながらお願いをしないと言うことを聞いてくれないという状況になかったので、そこまでの必要性をあまり大きく感じなかったんですが、仮に条例をつくるとすると、そういうところも踏まえて特措法との関連性なんかもしっかりと議論しながらつくるのが執行部発の条例かなという気がしています。

一方、議員方がつくるとなると、先ほど土居委員や大石委員がおっしゃったような理念みたいなものを強く前面に打ち出した、県民の皆さんに、今後さらにそうした形で未知なるものも含めて、場合によっては立ち向かっていこうという、大いにスタンスというかそうしたところに強く訴えかけるような条例になるのかなと想像もするところです。その違いを感じて答弁させていただいたところです。

◎坂本委員 議発の場合は、多少理念条例的なものになるという話がありますが、ただ、そうは言ってもやはりよくあるのが、コロナ対応における県の責務あるいは事業者や県民の責務とかいうことがうたい込まれる場合があるわけで、その場合、執行部がそれほどの不都合を感じていない中で、議会がその責務をどこまでうたい込むかということになったときに、県としての御意見というものがあろうかと思うんですよ。今後議会が議論する際に、そんなところをあらかじめ明確にしておくとか県としてということはお出されてくるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎鎌倉健康政策部長 責務に関しては条例があろうがなかろうが当然あるわけですから、そこを明文化してしっかりと形にするということは、当然ながら大いに意義はあるわけで

す。ただ、執行部の条例となると、それにとどまらないところまでかなり広げざるを得ない面があるのかなということもございまして、坂本議員のおっしゃるところは全くもって否定するところではありません。

◎西森委員 さっきのつくる考えがないというところに関しては、その必要性あるいは有効性についてまた研究をとというスタンスでいいということですよ。

◎鎌倉健康政策部長 はい、そのとおりでございます。

◎坂本委員 そうなったときに、例えば我々が先につくることになって、けど、いろいろこれからの感染拡大の状況とかそういったことが生じて、県としても必要性や有効性を求めるためにも条例が必要だと考えたときに、執行部は執行部で条例を定めるということもあり得るということですか。

◎鎌倉健康政策部長 仮に今回、議発でつくられたときに、我々の側にその必要性が生じた場合どういうことがあり得るかという技術的なことを含めて法務課から説明したほうが。

◎次田法務監 基本的に、議発であったとしても条例として制定されれば条例ですので。今後、執行部としていろんな新たにやりたいことがあった場合に、既存のいわゆる議発であっても条例としては存在するわけで、その条例と別建ての条例をつくるべきか、それとも、その議発でつくった条例を一部改正するのかということは、中身によってその時点で判断させていただいて、もし、議発の条例を改正するとなったときには、事前に議会の方々に御意見いただいて、場合によっては議発の一部改正という形でやっていただくという可能性もありますし、執行部が議発で作った条例の一部改正を提案するという選択肢もあります。そこは中身によって考えていきたいと思っています。

◎依光委員 他県の条例の中で一つ鳥取に公表というところがあって。今回、クラスターが発生した場合に、病院であれば病院が独自に発表することもあれば、例えばイベント等のライブとかで発生した可能性が高くなったときに主催者側が発表するのではなくて、多分、感染症を発症した方にヒアリングをしながらそこら辺が怪しいとなったときに、クラスターかなということでマスコミに公表するのか、そこら辺を追っていくためにそのライブに来ていた人には連絡が行くとか、今やられてる中で公表のやりにくさとかはあるんでしょうか。

◎鎌倉健康政策部長 公表するかしないかは、やはり相手方の御意思を確認させていただいた上で公表して差し支えないという同意が得られれば、公表させていただくというスタンスで記者発表に臨んでいるところです。

ほとんどのケースで、そうした一定の規模になったりした場合には公表に応じていただいているというのが状況です。

例えばお店であった場合に、その間に来たお客さんの情報が全て分かっていると。だから、公表してもしかしたら行ったかもしれないという人を募らなくても、その店側からの

情報で、感染の可能性がある人を特定できるようなケースは公表せずに、そうしたことは可能ですから、店舗名は差し控えさせていただきますというケースも幾つかございました。ただ、一般的には多くの事業者の皆様は、そうじゃないケースについては公表について同意をいただけてきたというのが今の状況です。

◎**依光委員** 鳥取のやつで見ると感染症予防法の第16条をベースにしてというところも条例の中にうたい込んでいて、要するに感染症予防法の枠であるから条例も必要ないということも思ったりもするんですが、具体的に感染症予防法に準じて県が公表していくということは、今まではないということだと思いますよ。

◎**鎌倉健康政策部長** そうした場合、仮に内容が予防法に合致するケースでも、事業者の皆様にはこういう事情ですから公表させていただけないでしょうかということ呼びかけをした上で、同意を得て公表していると。だから同意をしていないにもかかわらず、例えばそうした法律があるから公表しますというような、強制的に行ったケースはないと認識をしています。

◎**岡田委員** 県としては、条例がないと協力が得られないことはないという、協議会の間まとめでも同様の御意見だったということですが、知事は国の動向も見ながら研究をしてみたいということだったと思います。執行部としては当面、条例の必要性はないという認識で私はいいと思いますが、例えば議発の場合となるとやっぱり条例は条例であるという話ですので、一定拘束力が生じてくると思うんです。それと理念的なものということで、やっぱり議会として出す上では県民の願いというか、要望をきちっと執行部の方にそこで果たしてもらおうということも一定入ってくるのかなと思いますし、そうした場合に、逆に執行部として非常にやりにくいというか、かえって縛られるとかいう可能性は感じているか。

◎**鎌倉健康政策部長** そこはもう内容次第なんです。先ほど坂本委員からの御質問にありましたように、例えばしっかり県の責務をうたわれたとしても、それはその条例がなくても当然ながら我々は責務を常に感じながら仕事をしているわけで、そこを明確に県民の皆様にもお知らせをしていただくという意味においては、そこが足かせになることはまずないです。

もう一つ、坂本委員の質問を振り返って、議発で条例ができたから我々が必要になったときに逆にそれが邪魔になって何ができないということも、技術的にはないようなやり方も考えられるということですから、そこは大きく支障が生じそうだという思いは今のところは感じていません。

◎**岡田委員** 感染症対策は行政と県民の皆さんの相互理解というか協力がないと進まないわけですので。国のほうでは罰則とかいう議論もされていますが、それはふさわしくないという感じを私どもは持っていて、正しい情報をきちっと公表し、お互いに感染に対す

る理解も深めながら一緒に取り組んでいくと、県民と行政が一体となって取り組んでいくと、やっぱりそういう姿勢が大事だと思います。そういうことが実っていく方向で考えていかないといけないし、条例がかえってそれを縛るということになってはまずいということも思っていますので、その点ちょっと確認させていただきました。

◎梶原委員 それぞれ委員の皆さんの意見も出て、鎌倉健康政策部長からもお答えいただき、議発でつくった場合の意義ということであったと思います。

私の理解では、執行部が対策を取るにおいて執行部自身がつくった条例に基づいて県民の皆さんにお願いをするという場合と、あくまで県民の代表の議決機関である県議会が議発でつくった条例に基づいて県民にお願いをするということの違いが、執行部が逆にそのままやりやすい場合もあったり、逆に私たちも県民の代表の県議会としてつくった条例に基づいて県の責務に基づいてやっていることに足らざる点があれば、もっとしっかりやってもらいたいということも言えますし、逆に県民の皆さんへの支援をもう少し強力にするべきであるとか、今は県民の皆さんに様々な営業の時短も含めて協力をお願いをするという、その根拠となる条例を執行部自身が出すのか県民の代表である議会が出すのかその違いはやはりある一定私は意義があるというふうに思っています。

先ほどの意見で条例が逆に足かせになったりとかいう話がありましたけど。コロナの状況は、前回のこの委員会でもこの条例にどれだけ実効性を持たせるのかというような議論になりましたが、果たして去年の2月議会するとき、高知県で初めて感染者が出たときに誰が連休に緊急事態宣言が出るということのを予測できていたのか、さらに、連休明けには夏場の第2波を予測できていたのか、さらには今の年末の状況、そして年明けて東京都で1,000人、1日に日本全体で7,000人を超えるような状況を予測できていたのかといえば決して誰もこういった状況をしっかり明確に予測できている人はいないわけです。この条例自体に実効性を持たせるということは、半年たったらその実効性というのは多分すごく陳腐なものになってるかも分からないということも踏まえて、今は、基本の理念をしっかりと決めて、そのために感染症の拡大防止と医療体制の提供、経済の回復いろんなことに一丸となって向かっていくのに県は何をすべきか、県民は何をすべきか、そこを必要最低限とどうか基本の理念を決めた上で、その場その場で実効性がとれる対策は何になるかということをとれるような、基本のものをつくるのが大事じゃないかなというふうに思っています。

その上で、さらに必要があれば議発の条例を協議して、議発で改正をするのか、改正の必要があるということで執行部がそれを提案されるのか。さらには、今回コロナの感染症対策の基本条例というような形になれば、例えば千葉県がつくっているようにその中でも特化して、コロナの感染症に係る臨時の医療施設の開設等迅速及び円滑化に関する条例という、ある一定の分野に制限がかかるかも分からないがこれはお願いをしなければならぬという条例を執行部から出されるのか。やり方は幾つでもあると思っていますので、そ

ういう意味で、議発の条例を私たちが今回しっかりつくっていくというのは大変意義のあることだと思っています。

それも踏まえて、今後つくるつくらないを私たちが判断をして出した以上は、またいろんな本当により良きものにするための協議はしっかりして引き続きやっていきたいと思えますので、どうかよろしくをお願いします。

◎桑名委員長 質問とかございませんでしょうか。以上で執行部からの説明を終わります。

(執行部退席)

◎桑名委員長 それでは先ほどの執行部からの説明を受けまして改めて御意見等をお伺いしたいと思います。

小休にしたいと思いますのでそれぞれよろしくお願いたします。

(小休)

◎ 県民の思いを明文化することに意義があるという意味では一致していると思うんで、条例づくりにはぜひ着手したらいいと思います。

◎ 今の段階でやるとすれば、またさらに研究したりする話ですから、議発でね。

◎ ○○委員が言ったように、協議を続けながら。

◎ 条例をつくるにおいて○○委員も○○委員も御懸念のある、足かせになるとか次のつていうんですけど、つくる中で我々も自分たちだけで勝手につくるわけじゃなくて、いろんな執行部を参考人として呼んでやっていくんで、そのところは足かせになるようなものを我々もつくる思いもございませんし、御懸念は払拭されると思いますけどね。

◎ つくっていく中でいろんな意見として入れていく。

◎ 議発でつくる意義というのは、県の責務に対して県庁自身の取組が、どう考えても他県に比べて遅れをとってるようなことが明らかな場合には、しっかりやれということも言わざるを得ない場合があるかも分かりませんし、逆に県が、感染症の状況がこれからどんなに変わっていくかも分からないし。逆に、ワクチンができたときの状況やいろんな状況、今から半年後、1年後の姿は想像できないわけですから、その場その場に応じて最善の対策をできるような後押しになる条例でなくちゃならないし、さらには、いろんなことが厳しかったら、逆にこの条例に基づいて県や県知事が県民に対してさらにもろんなお願いをするその根拠にもなるべきものでもあると思うし、そういう意味では、やはり今回、議発でしっかり基本の方向性に向かう条例をつくるべきだと、そういうふうに思いますね。

◎ 県民全体の心構えをあらわすような。

◎ さらに加筆すればいいし、逆にそれぞれの分野がありますけど、執行部がある一定の



これをお願いするという特化した関連条例でもできるし改正でもできるし。

- ◎ 基となるものを、今まで確かに、漠然と対応してきてそれが功を奏してきているということだけど、これから第4波、第5波が来る中において、基本となるような、それがあれば次への足しができるということにおいては、時期的にはやはり今ではないかと。これを逃したら、また、第4波が来てるときだとまたこれもつukれないし、時期的にも、今がちょうどいいのかなと私は考えますけどね。
- ◎ ただ、県が漠然と対応したということでもないかもしれない。本県の場合、具体的な検証というか取組に対する総括まとめをしながら、今何が必要かということを考えなくてはならないと思いますし、結局県民の声を行政がきちっとしていただけるというようなものになると思う。
- ◎ 当然パブリックコメントもしないといけないし、県民の声も聞いてになると思うし、執行部の方からも先ほど説明があったので了解はしたんですが、コロナだけではなく別の感染症という、そういった視点を加えたりして、執行部に対してやっぱりしていつてもらいたいっていうことですね。
- ◎ うちの会派も昨日も議論して、議発で条例をつくることについてはやぶさかでないということで、その位置づけを明確にしていく、県民に対してやっぱり議員が議発で条例をつくろうという、そういうことが県民にとって、議会がそうやることについて意義を感じるという位置づけとかも含めて、理解がされるような発出の仕方というか、そういうことをやっていったらどうかということです。そういう意味では、県自体が条例の必要性とか有効性について研究してなかなか結論も出せていないという中で、我々が出すことの必要性・有効性というものを明確にしていく議論をしていただけたらと思います。
- ◎ 明日、会派の会がありますので、持ち帰って検討させていただきたいと思うんですが。
- ◎ 今日執行部の聞き取りをしたばかりですので、会派でぜひお話いただいて、全会一致なら当特別委員会できちんと協議をしてきたものでいくということもできるんで。それを、〇〇会派としてできるかどうかの御返事をいただかないと多分委員会が進まないと思いますので。

◎桑名委員長 それでは正場に復します。

そのほかに何か協議することはございませんか。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。なお、次回の委員会については、また連絡をいたします。

◎梶原委員 本当に全会一致で特別委員会をつくるのと、それぞれ会派が議発で出すのとは意味合いが変わりますので、第1回目の、全会一致でできるかどうかは、この特別委員

会でも大変重要な会になると思います。正式に、当委員会として全会一致でやるのかやらないのかという、大事な委員会になるんで、共産党さんの持ち帰りの協議の結果、けれどもこれもいつまでも長くできませんので。

◎桑名委員長 イエスかノーかですから、29日なんかどうでしょうか。そんなに時間はかからないと思いますので。

◎梶原委員 来週にさせていただいたらありがたい。

◎桑名委員長 来週でやっぱり、やるかやらないかはしなくちゃいけないんで。

それでは、次回の委員会については、2月1日月曜日午前10時から開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、次回の委員会は、2月1日月曜日午前10時から開催いたしますのでよろしく願いいたします。

これで本日の委員会は閉会いたします。

(10時38分閉会)